

周南市告示第145号

令和3年10月19日

令和3年10月4日付けで受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による周南市『徳山大学公立化のより良いあり方検討委員会』設置条例の制定の請求について、同条第3項の規定に基づき令和3年第8回市議会臨時会に付議した結果を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により次のとおり告示する。

周南市長 藤 井 律 子

1 提出議案

議案第106号

周南市『徳山大学公立化のより良いあり方検討委員会』設置条例制定について

2 議決年月日

令和3年10月19日

3 審議の結果

否決